

○美祢市広告掲載要綱

平成21年4月1日

告示第50号

(趣旨)

第1条 この告示は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、市の資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の媒体)

第2条 広告掲載の対象となる広告媒体は、次に掲げる市の資産のうち、市長が広告媒体として活用することを決定したものとする。

- (1) 市が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告媒体として活用できると認められるもの

(広告掲載の範囲)

第3条 広告媒体に掲載できる広告は、市民生活に関連したもので、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序や善良の風俗に反するもの又は反するおそれがあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はそれに類似する営業に関するもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (6) 人権侵害、差別若しくは名誉き損となるもの又はそれらのおそれがあるもの
- (7) 児童又は青少年の健全育成を阻害するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載することが不適当であると認められるもの

2 前項に定めるもののほか、市税等の公金を滞納しているものに係る広告については、掲載しない。

(広告の掲載場所、規格等)

第4条 広告の掲載場所、規格、掲載の時期等の広告掲載の取扱いに関し必要な事項については、広告媒体に応じ、別に定めるものとする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、原則として公募により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの方法による募集も行えるものとする。

(1) 第12条に規定する方法

(2) 市長が必要と認める場合において、直接個別に広告掲載を依頼する方法

(広告掲載の申込み及び決定)

第6条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、広告掲載申込書（別記様式第1号）に掲載しようとする広告の内容が分かるもの及び市税等の公金納付状況調査の同意書（別記様式第2号）を添えて申し込むものとする。

2 市長は、前項の申込みの際、必要に応じて業務内容等が分かるものの提示を求めるものとする。

3 市長は、第1項の申込書を受理したときは、広告掲載の可否を決定し、広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載の手続)

第7条 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市と広告掲載に関し契約を締結するものとする。

2 広告主は、市が指定する期日までに、掲載しようとする広告原稿を提出するものとする。

(広告の掲載料)

第8条 広告の掲載料（以下「広告料」という。）は、広告媒体に応じ、別に定めるものとする。

(広告料の納付及び経費の負担)

第9条 広告料は、契約締結後、市長の指定する期日までに納付するものとする。

2 広告原稿の作成費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、指定する期日までに広告主が広告料を納付しなかったとき、又は広告掲載することにより当該広告掲載に係る事業の遂行に支障があると認めたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合は、広告主にその旨通知するものとする。

(広告料の還付)

第11条 納付された広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(業務の委託)

第12条 市長は、第4条から第10条までに規定する業務を広告代理店等に委託することができる。

2 広告代理店等の選定及び広告代理店等による広告掲載の取扱いに関する事項については、

別に定めるものとする。

(物品の受入れ)

第13条 市長は、第4条から前条までの規定にかかわらず、広告掲載希望者が作成する封筒その他の広告が掲載された物品を受け入れる方法による広告掲載を実施することができる。

2 前項の規定による物品の受入れについては、市長がその可否を決定するものとする。

(広告主の責任等)

第14条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(広告審査委員会の設置)

第15条 市長は、広告掲載に関し疑義が生じた事項について審査するため、美祢市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

2 委員会に委員長を置き、デジタル推進部長をもって充てる。

3 委員会の委員は、総務企画部長、総務課長、行政経営課長並びに審査する事項を所管する部長及び課長をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員会の庶務は、デジタル推進課において処理する。

(会議の開催等)

第16条 委員長は、前条第1項に規定する委員会の設置があつた場合は、速やかに委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、審査を行うものとする。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議結果の報告)

第17条 委員長は、会議の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第58号）

この告示は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第116号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。